

目 次

R.5	情報要件の適応化.....	6
R.5.1	情報要件のばく露に基づく適用免除および契機 (triggering)	6
R.5.1.1	本 Section の目的.....	6
R.5.1.2	ばく露に基づく適用免除の序文.....	7
R.5.1.3	ばく露に基づく適用免除に関する指針.....	7
R.5.1.4	ばく露に基づく適用免除の選択肢.....	9
R.5.1.5	ばく露に基づく適用免除の根拠.....	10
R.5.1.6	ばく露に基づく適用免除の文書化.....	17
R.5.1.7	ばく露に基づく契機 (triggering)	18
R.5.2	付属書 XI (1) および (2) の下での適応化	19
R.5.2.1	試験は科学的に必要でないと思われる.....	19
R.5.2.2	試験が技術的に可能でない.....	22

図

図 R.5-1	ハザードおよびばく露に関する情報の収集によって、ばく露に基づく適用免除 (EBW) またはばく露に基づく試験 (EBT) を決定するための系統図.....	12
---------	---	----